

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180404	竹本運送株式会社 法人番号(5260001 018275) 代表者竹本敏明	岡山県井原市東江原町4 91-1	本社営業所	岡山県井原市東江原町4 91-1	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	普通自動二輪車と衝突事故を惹起したことを 端緒として、平成29年4月17日及び同年5月 12日に監査を実施。15件の違反が認められ た。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規 則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違 反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義 務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第 3項)(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7 条第5項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全 規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事項義 務違反(安全規則第8条第1項)(7)事故の記 録事項義務違反(安全規則第9条の2第1項) (8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規 則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導 監督義務違反(安全規則第10条第1項)(10) 運転者に対する指導監督の記録義務違反(安 全規則第10条第1項)(11)運転者に対する 指導監督の記録事項義務違反(安全規則第1 0条第1項)(12)特定の運転者に対する指導 監督義務違反(安全規則第10条第2項)(13) 特定の運転者に対する適性診断受診義務違 反(安全規則第10条第2項)(14)整備管理者 の研修受講義務違反(安全規則第15条)(1 5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規 則第23条第1項)	8	8
20180404	株式会社勢昌興運 法人番号(6260001 022631) 代表者山下真一	岡山県玉野市番田1025	本社営業所	岡山県玉野市番田1025	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成29年8月31日及 び同年10月18日に監査を実施。9件の違反 が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把 握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼 の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び 第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規 則第7条第5項)(5)運転者台帳の記載事項 義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運 転者に対する指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)(7)特定の運転者に対する適性 診断受診義務違反(安全規則第10条第2項) (8)整備管理者の研修受講義務違反(安全規 則第15条)(9)運行管理者の講習受講義務 違反(安全規則第23条第1項)	5	5

20180404	柴原運輸有限会社 法人番号(9250002 020120) 代表者柴原惇	山口県熊毛郡田布施町麻 郷3622-8	本社営業所	山口県熊毛郡田布施町麻 郷3622-8	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項、第4 項及び第24条	酒気帯び運転を行い衝突事故を惹起したことを端緒として、平成29年8月25日及び同年9月7日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(7)事故報告義務違反(貨物自動車運送事業法第24条)	3	3
20180404	有限会社安部運送 法人番号(4270002 007590) 代表者西村勝巳	鳥取県境港市竹内町139 7	境港営業所	鳥取県境港市竹内町139 7	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	過積載運送を行ったとして、鳥取県公安委員会から通報を受けたことを端緒に、平成29年11月13日及び同年11月30日監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
20180404	有限会社柘植運送 法人番号(9280002 005754) 代表者柘植照夫	島根県出雲市荻苅町405 -1	本社営業所	島根県出雲市荻苅町405 -1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項、第4 項及び第18条第3項	情報提供及び長期監査未実施であることを端緒として、平成29年9月4日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(5)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)(7)運行管理者の選任(解任)未届出違反(安全規則第19条)	2	2

20180406	有限会社サン運輸 法人番号(9260002 004221) 代表者角和雄	岡山県岡山市北区下足守 1538	本社営業所	岡山県岡山市北区下足守 1538-4	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成29年7月26日及び同年9月6日に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録の不実記載(安全規則第7条第5項)(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(8)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	6	6
20180417	総興運輸倉庫株式会社 法人番号(5260001 022319) 代表者山田耕裕	岡山県玉野市玉原3-11 -2	本社営業所	岡山県玉野市玉原3-11 -2	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	兵庫県公安委員会から駐停車違反をしたとして108条通知を受けたこと及び情報提供を端緒として、平成29年6月9日及び同年6月26日に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項及び第2項)(8)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(9)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)(10)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	8	8

20180425	双葉運輸株式会社 法人番号(9240001 010445) 代表者が廣尚武	広島県広島市西区山田町 539	岡山西営業所	岡山県倉敷市矢部602- 1	文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30 年3月5日、同年3月26日及び同年3月29日 に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下安全規則)第7条第2項) (2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第 5項)(3)運転者に対する指導監督の記録義 務違反(安全規則第10条第1項)	6	0
----------	--	--------------------	--------	-------------------	------	-----------------------	--	---	---